

高崎市配偶者等からの暴力対策基本計画

平成27年度（2015年度）～平成29年度（2017年度）

高崎市

はじめに

高崎市は、平成 21 年 4 月に「高崎市男女共同参画推進条例」を施行し、男女の人権が尊重され、性別による差別的扱いを受けず、個人としての能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指し、様々な施策の推進を図っております。

しかし、この男女共同参画社会の実現を阻害するものとして、女性に対する暴力があります。暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その対象の性別を問わず決して許されるものではありませんが、暴力の現状や男女の置かれている社会構造の実態をみれば、特に女性に対する暴力については早急に対応して解決すべき重要な課題であるといえます。

この課題の解決に向けて、配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護と自立に向けた支援を総合的かつ計画的に推進していくため、このたび市民の皆様のご協力をいただき「高崎市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定いたしました。

この計画は、若い世代も含めた予防啓発の推進、相談支援体制の充実・強化による継続的な被害者支援、そして施策を効果的に推進するための関係行政機関や民間団体・ボランティア団体等とのネットワークの整備・充実などを重点的な施策として位置づけ、暴力を容認しない社会の実現に向けてきめ細やかな取り組みを推進していくこととしております。

本計画に基づき、市民の皆様と共に、暴力のない安全で安心なまちづくりに向けて各種施策を効果的に推進してまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、原案作成の段階からご尽力をいただいた高崎市男女共同参画審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

高崎市長 富岡 賢治

目 次

I	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	2
	(1) 国・県の取り組み	2
	(2) 高崎市の現状と取り組み	3
II	計画の基本的な考え方	5
1	計画の位置づけ	5
2	計画の期間	5
3	計画の構成	5
	(計画の体系)	6
III	計画の具体的な取り組み	7
	施策目標 I 暴力防止のための環境づくり	7
	施策項目 1 環境づくりのための周知・啓発	7
	施策項目 2 若い世代への周知・啓発	8
	施策項目 3 施策に関する調査・検討	8
	施策目標 II 相談・支援体制の強化	8
	施策項目 4 相談体制の充実	8
	施策項目 5 緊急時における安全の確保	9
	施策項目 6 自立促進のための支援	10
	施策項目 7 相談・支援機能の強化	10
	施策目標 III 関係機関等との連携強化	10
	施策項目 8 関係機関・団体等とのネットワークの整備・充実	10
	【資料編（法令等）】	11
	●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
	●高崎市男女共同参画推進条例	
	●用語解説	

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力注1は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現するうえでの妨げとなっています。

被害者の多くは女性であり、その背景には、暴力を容認するかのような意識や男女間の経済的格差などの問題が関係している場合も多く、被害者の保護・自立支援の充実が望まれています。

国は、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定し、平成19年7月の改正において、都道府県のみならず、市町村における基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターとしての機能の整備について規定しています。

高崎市では、これまで、高崎市男女共同参画推進条例（平成21年4月施行）において、「暴力の防止と被害者の支援、人権侵害の禁止」の旨を規定するとともに、高崎市男女共同参画計画（平成13年）においても、「暴力の根絶、被害者の自立支援」のための施策推進に取り組んでまいりました。

配偶者等からの暴力に係る相談は、全国的にも増加しており、暴力の防止と被害者の保護や自立促進のための支援など、より身近な行政主体における対策の実施が望まれています。

こうした背景のもと、高崎市における配偶者等からの暴力の防止及び被害者への相談・支援体制を充実させ、施策を総合的に推進するため、「高崎市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定するものです。

注1 「配偶者等からの暴力」の定義

本計画においては、配偶者や恋人など親密な関係にある者（過去において配偶者や恋人など親密な関係にあった者を含む。）による身体的暴力、及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的・経済的・性的暴力）を含めるものとします。

2 計画策定の背景

(1) 国・県の取り組み

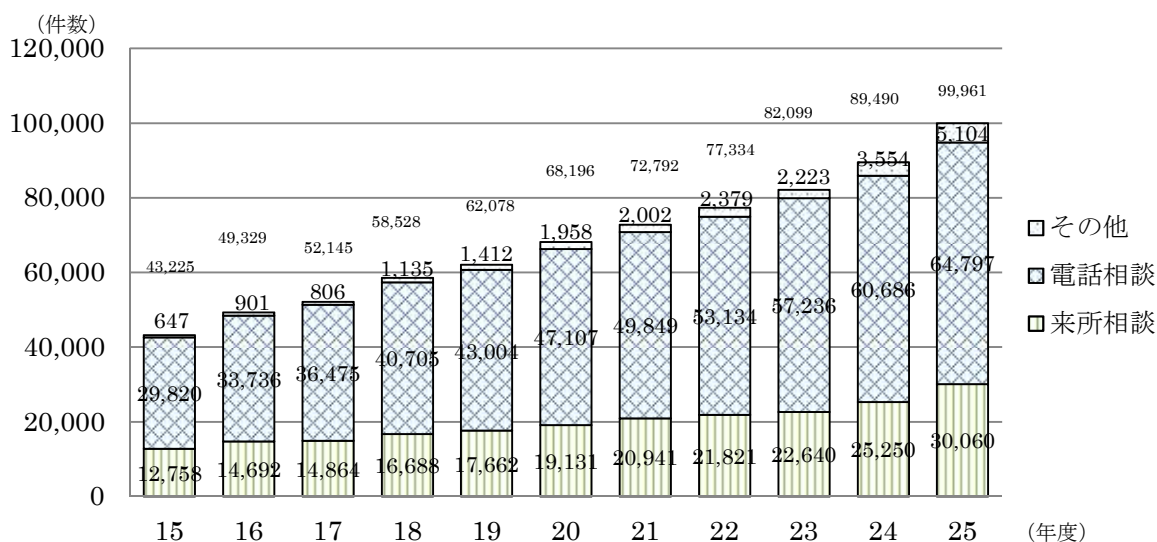
国は、平成 13 年(2001 年)に、配偶者からの暴力に係る通報、相談、自立支援等の体制を整備することにより、暴力の防止及び被害者の保護を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定しています。

平成 16 年(2004 年)、平成 19 年(2007 年)、平成 25 年(2013 年)の 3 度にわたる改正により、身体への暴力だけでなく「心身に有害な影響を及ぼす言動も含む」という定義の拡大や、「被害者の子への接近禁止命令」、「被害者の親族等も保護命令の対象」とする保護命令制度の拡充、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者を対象」とする適用対象の拡大が行われています。

また、暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関して、国の基本方針の策定及び都道府県における基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター機能の整備が義務づけられ、さらに、市町村における基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センター機能の整備が努力義務と規定されるなど、国、都道府県、市町村における取り組みの強化や充実が図られています。

【全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数の推移】

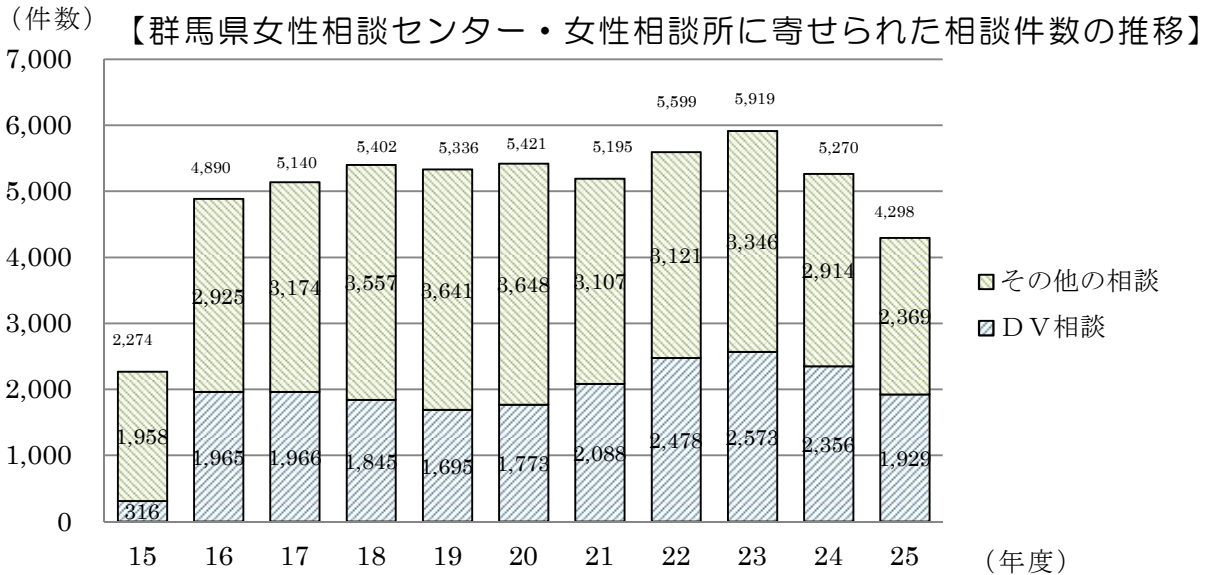
全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、平成 15 年度(2003 年度)において、43,225 件であったものが、平成 25 年度(2013 年度)には 99,961 件と大幅に増加している現状にあります。



(内閣府「配偶者からの暴力に関するデータ」より作成)

群馬県では、平成 16 年(2004 年)施行の「群馬県男女共同参画推進条例」において、「異性に対する暴力的行為を禁止」するとともに、「群馬県男女共同参画計画」において、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指しています。

平成 18 年(2006 年)には、「ぐんまDV対策基本計画」を策定、平成 21 年(2009 年)と平成 26 年(2014 年)に同計画を改定し、被害者の保護のための相談、緊急時の安全の確保、自立促進のための支援などに取り組んでいます。

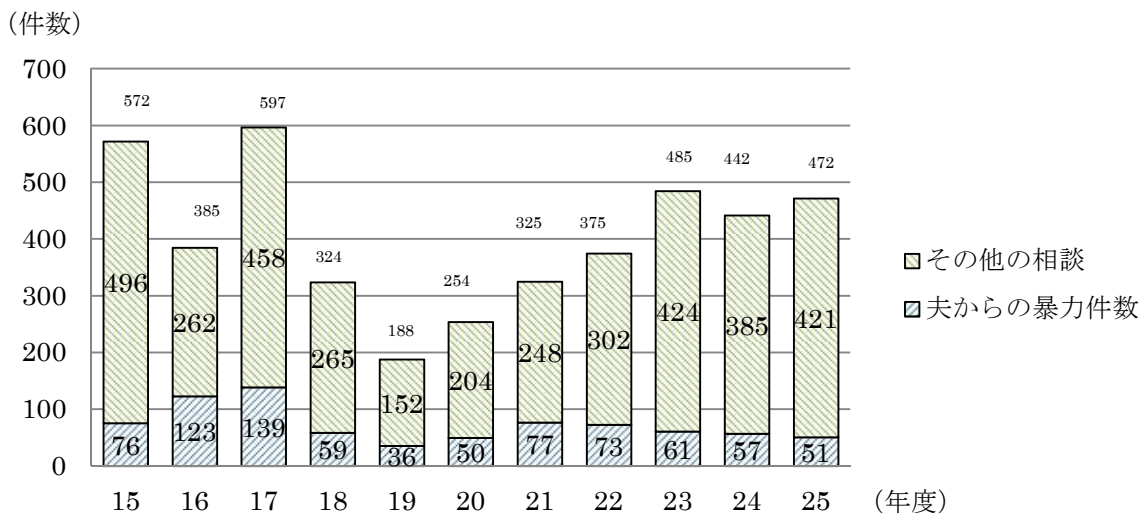


(2) 高崎市の現状と取り組み

平成 15 年度(2003 年度)から平成 25 年度(2013 年度)まで、高崎市で受け付けた女性相談件数の推移は、下記のグラフのとおりです。

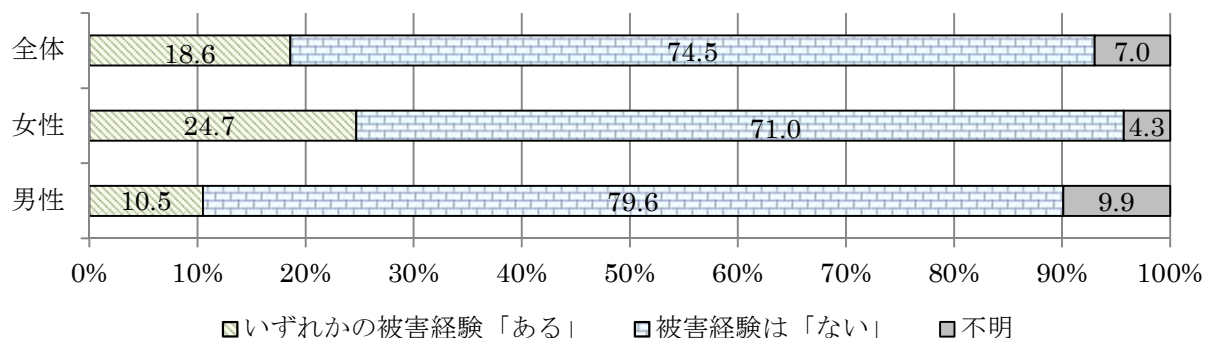
このうち、「夫からの暴力」に係る相談件数は、平成 17 年度(2005 年度)の 139 件をピークに減少していて、ここ数年、ピーク時の約半数前後で推移しています。

【高崎市における女性相談件数の推移】



平成 23 年度(2011 年度)の男女共同参画に関する市民アンケート調査では、「身体的暴力、精神的な暴力、性的な暴力、経済的な暴力のうち、いずれかの被害経験があるか」との設問に、「ある」と答えた人の割合は、女性が 24.7%、男性が 10.5%となっています。

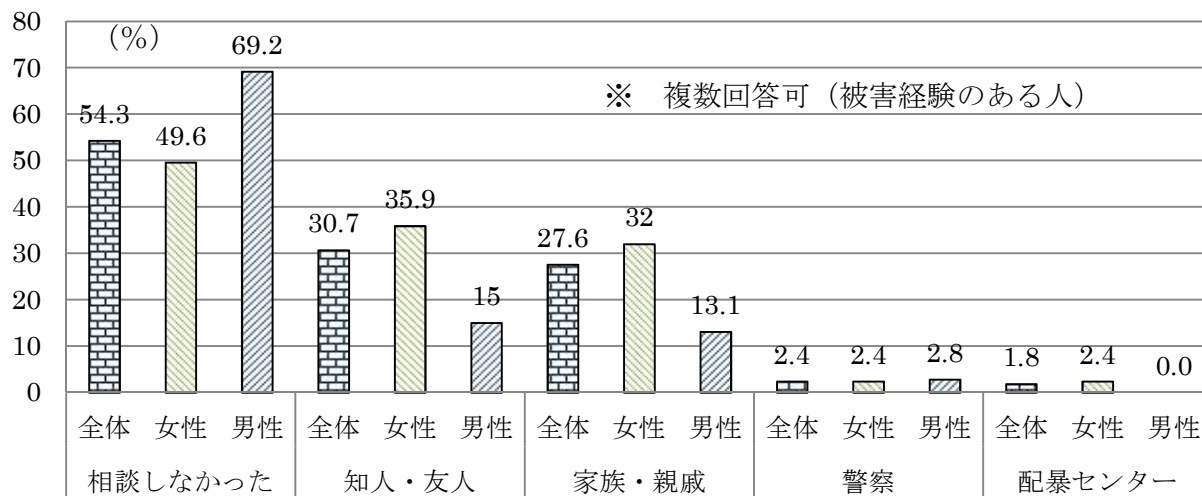
【被害経験があるか（アンケート結果）】



また、「暴力を受けた後、どこ（だれ）に相談したか」の設問に対しては、男女とも「どこ（だれ）にも相談しなかった（女性 49.6%、男性 69.2%）」が最も多く、次いで「知人・友人に相談した（女性 35.9%、男性 15.0%）」、3番目に「家族や親戚に相談した（女性 32.0%、男性 13.1%）」という結果となっています。

「配偶者暴力相談支援センターや警察などへ相談した」との回答は少なく、公的な相談機関が活用されていないことが明らかになっています。

【どこ（だれ）に相談したか（アンケート結果）】



被害を受けていても、「どこ（だれ）にも相談しなかった」という実態があり、「公的機関が活用されていない」という現状にあるため、相談件数を大きく上回る被害実態を想定し、配偶者等からの暴力対策にあたる必要があります。

高崎市では、これまで、高崎市男女共同参画計画において「女性に対する暴力の根絶」に取り組むとともに、福祉事務所において、離婚や生活困窮などの相談を含む「女性相談」として対応してきました。

平成24年度(2012年度)には、「公的な相談機関が活用されていない」という市民アンケート調査結果を踏まえ、多様な相談窓口が必要であるとの考えのもと、男女共同参画センターにおいて相談窓口を開設しています。

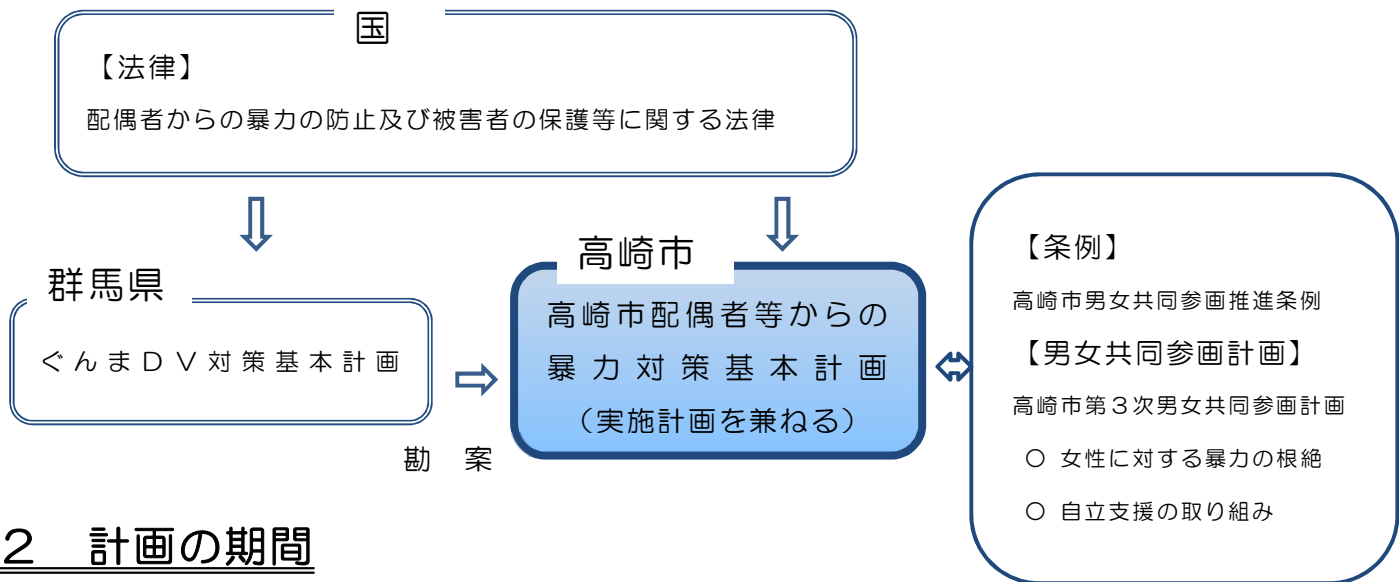
Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に相当するものであり、群馬県の「ぐんまDV対策基本計画」を勘案し策定するものです。

また、高崎市第3次男女共同参画計画の基本方針である、「女性に対する暴力の根絶」、「自立支援の取り組み」を強化・充実させるための実施計画の性格をもつ、分野別計画と位置づけます。

計画の位置づけ図



2 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

平成30年度以降については、高崎市男女共同参画計画の分野別計画という位置づけから、同計画に組み込むこととします。

ただし、法律や国の基本方針の見直し及び社会状況の変化を考慮し、緊急な課題や新たな取り組みが必要になった場合は、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の構成

高崎市第3次男女共同参画計画における「女性に対する暴力の根絶」を目指し、「自立支援の取り組み」を強化・充実するため、下記の3項目を施策目標とし、8の施策項目、13の実施事業により構成し、計画の効果的な推進を図ります。

- 施策目標Ⅰ 暴力防止のための環境づくり
- 施策目標Ⅱ 相談・支援体制の強化
- 施策目標Ⅲ 関係機関等との連携強化

計 画 の 体 系

施策目標	施 策 項 目	実 施 事 業	
Ⅰ 暴力防止の ための環境 づくり	1 環境づくりのための周知・ 啓発	(1) 被害実態等の市民への周知・啓発 (2) 市民団体等と連携した啓発活動等の展開	
	2 若い世代への周知・啓発	(3) 大学生・高校生等への予防啓発	
	3 施策に関する調査・検討	(4) 実態等の把握に基づく展開施策の継続的な 検討	
Ⅱ 相談・支援体 制の強化	4 相談体制の充実	(5) 相談担当職員の資質の向上 (6) 専用相談窓口・法律相談等の開設 (7) カウンセリングや男性相談等の実施検討	
		5 緊急時における安全の確保	(8) 一時保護施設等との連携による安全の確保
		6 自立促進のための支援	(9) 福祉施策等の情報提供等の支援 (10) 子どもの就学等に係る支援 (11) 支援窓口職員による適切な対応
	7 相談・支援機能の強化		(12) 男女共同参画センターの相談・支援機能の 強化
	Ⅲ 関係機関等と の連携強化	8 関係機関・団体等とのネッ トワークの整備・充実	(13) ネットワークの整備・充実による効果的な 施策の展開

Ⅲ 計画の具体的な取り組み

施策目標Ⅰ 暴力防止のための環境づくり

配偶者等からの暴力の防止（根絶）のためには、市民一人ひとりの意識を高め、「暴力を許さない（容認しない）」という意識づくり、社会全体の環境づくりが重要です。

広報紙や市ホームページなどにおいて、暴力被害や相談の実態などの周知、正しい理解を促すための広報を実施するとともに、市民や市民団体との連携による被害の防止・被害者への支援活動を展開することにより、市民ぐるみで「暴力を許さない（容認しない）」という環境づくりに取り組みます。

配偶者等からの暴力の被害や加害は、成年期世代ばかりとは限りません。大学生・高校生等の若い世代への啓発にも努め、将来にわたって、被害者・加害者とならないための予防啓発に取り組みます。

また、恒常的に被害の実態や被害対策の研究動向を把握することにより、施策の改善に努めます。

施策項目1 環境づくりのための周知・啓発

実施事業(1) 被害実態等の市民への周知・啓発

広報紙や市ホームページなどにより、被害実態等の周知に努め、「暴力を許さない、（容認しない）」という市民意識の醸成、環境づくりを図ります。

○ 相談件数等の実態の周知

相談件数等の実態を周知することにより、暴力を許さない（容認しない）意識づくりを図ります。

○ 正しい理解のための定義等の周知と加害（被害）防止

配偶者等からの暴力の定義や基礎的な知識を周知することにより、正しい理解を促し、加害と被害の防止に努めます。

○ 相談機関・窓口の周知

被害者が注視することができる周知・広報の手段等を探り、公的な相談機関・窓口の利用を促進します。

実施事業(2) 市民団体等と連携した啓発活動等の展開

被害の防止や被害者の支援のため、市民や市民団体、地域社会との連携による啓発活動等を展開します。

○ 被害防止のための講座等の開催

「被害に遭わない、最小限にとどめる」ための護身術講座等を開催します。

○ 被害者の支援体制づくりのための講座等の開催

市民や市民団体との連携による支援体制づくり（市民ネットワークづくり）のための講座等を開催します。

○ 地域社会（活動）との連携による暴力の防止と早期発見

（区長会や民生・児童委員を始めとする）地域社会（活動）等との連携に努め、暴力の防止と被害の早期発見等に取り組みます。

施策項目2 若い世代への周知・啓発

実施事業(3) 大学生・高校生等への予防啓発

注意喚起や将来的な被害及び加害の予防のため、大学・高校生など若年層に対する啓発事業を実施します。

- 市内大学生・高校生などへのリーフレットの配布等
啓発リーフレットの配布などにより、注意の喚起と将来的な加害・被害の防止を図ります。

施策項目3 施策に関する調査・検討

実施事業(4) 実態等の把握に基づく展開施策の継続的な検討

被害の実態や調査研究情報などの把握に努め、加害や被害の防止、被害者の支援のための施策展開について、継続的に検討を加えます。

- 被害実態調査の実施等による調査研究

施策目標Ⅱ 相談・支援体制の強化

配偶者等からの暴力は、その多くが家庭内で行われ、また、それぞれの事情から相談や支援をためらうことが多く、潜在化しやすいのが実態であり、被害者が安心して相談することのできる体制づくりが重要となります。

このため、相談機関や窓口の周知ばかりでなく、相談業務を担当する職員のスキルアップ、配偶者等からの暴力専用の相談窓口や法律相談の開設など、裾野の広い相談体制を設けるとともに、一時保護施設、警察等の関係機関と連携し、緊急時の安全の確保を含め相談体制を充実・強化させる必要があります。

また、一時保護などの措置を受けた後、被害者が暴力から逃れ新たな生活を始めるにあたって、住宅の確保や経済的基盤の確立などに関する情報を提供するとともに、必要に応じて同行等の支援を実施します。

更に、身近な相談窓口として、相談の受け入れから自立促進まで、継続的な支援を行うことを可能にするため、男女共同参画センターでの相談・支援機能の充実が重要な課題となっています。

施策項目4 相談体制の充実

実施事業(5) 相談担当職員の資質の向上

幅広い分野の研修会への参加や、他の機関等との情報共有により、相談にあたる担当職員の相談能力の向上を図ります。

- 市の福祉・保健医療部門研修会等への参加
被害者の支援のため、幅広い分野の知識を習得するなど、相談員のスキルアップを図ります。

- 専門研修等への参加
県等の研修会において、事例対応の適否を検証することなどにより、相談の専門性を高めます。
- 一時保護施設等との連携と情報共有等
県の一時保護施設や民間シェルターとの連携や情報共有を図り、質の高い相談対応に努めます。

実施事業(6) 専用相談窓口・法律相談等の開設

専用相談窓口や法律相談の開設により、裾野の広い相談受入体制を図ります。

- 専用窓口（電話相談）の開設
配偶者等からの暴力被害の専用相談窓口（電話相談）を設け、より専門的な対応を図ります。
- 弁護士による無料法律相談の開設
弁護士による法律相談を開設し、法的な手続きが必要となるケースの対応を図り、被害者を支援します。

実施事業(7) カウンセリングや男性相談等の実施検討

被害者や同伴する子ども等の心の健康のためのカウンセリングや、男性相談等の受け入れについて、検討を進めます。

- 心の健康確保のためのカウンセリングの実施検討
被害者や同伴する家族の心の健康確保のためのカウンセリングの実施についての検討を進めます。
- 男性相談・外国人相談窓口の設置検討
男性・外国人被害者のための相談窓口の設置について、検討を進めます。

施策項目5 緊急時における安全の確保

実施事業(8) 一時保護施設等との連携による安全の確保

県の一時保護施設、警察、民間シェルターとの連携により、被害者の緊急時の安全の確保を図ります。

- 一時保護施設・警察等との連携の強化、情報共有
一時保護施設や警察、民間シェルターとの連携を強化するとともに、情報を共有することにより、適切な対応に努めます。
- 一時保護施設等に係る情報提供と調整等の支援
一時保護施設や民間シェルターの入所に係る情報を提供するとともに、施設等と必要な調整を行うことにより、緊急時の安全の確保を図ります。
- 保護命令制度に係る情報提供
被害者に、接近禁止、退去命令等の保護命令制度に係る情報提供を行い、安全の確保を図ります。

施策項目6 自立促進のための支援

実施事業(9) 福祉施策等の情報提供等の支援

被害者の自立を促進するため、様々な支援措置についての情報の提供や必要に応じて同行等の支援を実施します。

- 住民基本台帳の閲覧等の制限、医療保険や年金に係る情報提供等
- 生活保護、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度等に係る情報提供等
- 就労や公営住宅等の入居に係る情報提供等

実施事業(10) 子どもの就学等に係る支援

学校等との連携により、被害者の同伴する子どもに対して、就園、就学等に係る情報提供等を実施します。

- 就園、就学に関する情報提供

実施事業(11) 支援窓口職員による適切な対応

自立促進のための支援窓口職員を対象として、情報交換や研修等を実施することにより、適切な対応を図ります。

- 相談・支援マニュアルの作成

施策項目7 相談・支援機能の強化

実施事業(12) 男女共同参画センターの相談・支援機能の強化

身近な行政主体の相談窓口として、相談の受け入れから自立促進のための支援まで、一元的に関与して専門的な対応を図れるよう相談・支援機能を強化します。

- 関係機関との連絡調整、必要に応じた同行支援
- 関係部局との連携による手続きの一元化

施策目標 III 関係機関等との連携強化

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護は、単独の機関では成し得ません。

関係行政機関等との連携による施策展開が不可欠であるため、これら機関等とのネットワークを整備・充実させ、効果的な施策の推進を図ります。

施策項目8 関係機関・団体等とのネットワークの整備・充実

実施事業(13) ネットワークの整備・充実による効果的な施策の展開

関係行政機関や民間団体とのネットワークを整備・充実させ、暴力の防止、相談の受け入れから緊急時の安全の確保、自立促進のための支援に至るまで、施策の効果的な展開を図ります。

また、NPO法人やボランティア団体等との連携により、関係機関への手続きの同行支援を行い、被害者の負担の軽減を図ります。

- 関係機関との連絡会議の設置
- NPO法人やボランティア団体等による同行支援

【資料編（法令等）】

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 高崎市男女共同参画推進条例
- 用語解説

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号

に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
 - 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
 - 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
 - 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
(管轄裁判所)
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 被害者 被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）

第六条第一項 配偶者又は配偶者であった者 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 配偶者 第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

高崎市男女共同参画推進条例（平成 21 年 3 月 23 日 条例第 3 号）

目 次

前 文

第 1 章 総則(第 1 条～第 7 条)

第 2 章 基本的施策(第 8 条～第 11 条)

第 3 章 性別による権利侵害の禁止等(第 12 条・第 13 条)

第 4 章 男女共同参画審議会(第 14 条)

第 5 章 雑則(第 15 条)

附 則

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等、さらに両性の本質的平等が日本国憲法でうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准し、男女共同参画社会基本法を制定するなど、国際的な協調の下に男女平等の実現に向けた取組が行われてきた。高崎市においても、男女が平等な社会を目指して様々な施策を策定し、平成 13 年には男女共同参画計画を定め、その実現に取り組んできた。

しかしながら、今日においても、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行など、男女が共に協力して、調和の取れた社会を実現するためには、取り組むべき多くの課題がある。さらに、少子高齢化の進展や人それぞれが多様な生き方を選択する時代の到来など、急速な社会情勢の変化に伴い、男女が性別にかかわらず主体的に行動することが、ますます求められるようになってきている。

そのため、男女がこれまでの性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、人として対等に向かい合い、個人としての能力を十分発揮して、社会のあらゆる分野に共に参画する男女共同参画をより積極的に推進することが必要となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画の推進について、市、教育関係者、市民及び事業者等が協働し、男女が共にいきいきと活動する社会の構築に積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市及び教育関係者の責務並びに市民及び事業者等(以下「市民等」という。)の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことをいう。

(2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(3) 事業者等 市内において営利の事業活動を行う個人及び法人その他の団体並びに市内において非営利の活動を行う法人その他の団体をいう。

(4) 教育関係者 市内において、学校教育、社会教育その他の教育を行う者をいう。

(5) 積極的改善措置 第 1 号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(6) セクシュアル・ハラスメント 相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益を与える性的な言動をいう。

(7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者(過去において配偶者であった者その他親密な関係にあった者を含む。)による身体的暴力、精神的若しくは性的な苦痛を与える言動又は経済的な優位性に基づいて苦痛を与える言動をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けず、個人としての能力を発揮する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、社会における性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行にとらわれず、それぞれ個人として多様な生き方を選択できるよう配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策の立案及び決定又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護等の家庭生活における活動及び地域、職場その他の社会生活における活動を両立して行うことができることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が、互いの性について理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、生涯にわたって健康な生活を営めるよう自らの意思が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と連動し、国際的な協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民等及び教育関係者と協働で実施するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第5条 教育関係者は、男女共同参画を推進する上での教育の果たす役割の重要性を認識し、それぞれの教育を行う過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進する主体としての役割を担うものとする。

(事業者等の役割)

第7条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる職場環境の整備に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(市の施策)

第8条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護等の家庭生活における活動及び地域、職場その他の社会生活における活動を両立して行うことができるよう必要な支援を行うこと。
- (2) 市民等の男女共同参画についての理解を促進するため、教育及び学習の場において、必要な措置を講じるとともに、普及広報活動を行うこと。
- (3) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの防止を図り、これらの被害を受けた者に対し必要な支援を行うこと。
- (4) 男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うこと。
- (5) 男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等の男女共同参画を推進する活動を支援するための拠点機能の整備その他の必要な環境の整備を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進のために必要と市長が認めるもの

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、前条に規定する男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画計画を策定するものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映できるよう適切な措置を講じるとともに、第14条に規定する高崎市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(積極的改善措置)

第10条 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき市が設置する審議会その他の附属機関及びこれに準じる機関において、委員を委嘱し、又は任命する場合においては、積極的改善措置を講じ、男女が均等になるよう努めるものとする。

- 2 市は、業務を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、積極的改善措置を講じ、職員の能力の開発及び発揮について実質的な機会の均等が確保されるよう努めるものとする。

(苦情への対応)

第 11 条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情の申出を受けた場合には、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。

- 2 市長は、前項の申出に係る対応において必要があると認めるときは、第 14 条に規定する高崎市男女共同参画審議会に意見を求めるものとする。

第 3 章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第 12 条 何人も、直接的であると間接的であるとはにかかわらず、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等による性別による人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第 13 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力等を助長させる表現を行わないよう努めなければならない。

第 4 章 男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第 14 条 市長は、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査し、又は審議するため、高崎市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、又は審議するものとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 男女共同参画計画の実施状況に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

- 3 審議会は、前項に規定する調査審議を行うほか、男女共同参画の推進について、市長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

- 5 審議会の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満とならないよう努めるものとする。

- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 7 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 章 雑則

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(審議会の委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される公募に係る審議会の委員の任期は、第 14 条第 6 項本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成 23 年 3 月 31 日までの期間とする。

(多野郡吉井町の編入に伴う経過措置)

- 3 多野郡吉井町を廃し、その区域を高崎市に編入する日以後最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第 14 条第 6 項本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成 23 年 3 月 31 日までの期間とする。

(平 21 条例 31・追加)

(高崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 高崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年高崎市告示第 139 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(平 21 条例 31・旧第 3 項繰下)

附 則(平成 21 年 5 月 15 日条例第 31 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 21 年 6 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

■ 用語解説

あ行

◇ 一時保護（施設）

配偶者等からの暴力による危険度が高く避難が必要な場合に、被害者を一時的に保護することをいい、保護の期間は2週間が目安。

一時保護は、婦人（女性）相談所が自ら行うか、一定の基準を満たす者に委託して行う。

さ行

◇ 女性に対する暴力をなくす運動

女性の人権の尊重のため社会の意識啓発や教育の充実を図ることを目的として、国が平成12年から実施している運動で、期間は11月12日から11月25日までの2週間。

◇ 女性相談センター

女性からの様々な相談に応じている県の相談機関。また、配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者等からの暴力被害女性に対する相談や自立支援を行う。

◇ セクシュアル・ハラスメント（Sexual Harassment）

「性的いやがらせ」のこと。セクハラと略され、職場、学校、地域など社会のあらゆる場において、性的な言動により相手方の生活を害し、また、性的な言動に対する相手方の対応によって、その者に不利益を与えること。

た行

◇ ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)

「配偶者等からの暴力」と同義語、1ページの「配偶者等からの暴力」の定義参照。

な行

◇ 二次被害

暴力などにより心身ともに傷ついた被害者が、相談、保護、捜査、裁判等の過程において、被害の特性や被害者の置かれた立場を理解しない、職務関係者の不適切な言動で更に傷つくこと。

は行

◇ 配偶者暴力相談支援センター

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、都道府県及び市町村が適切な施設においておこなう機能の名称で、下記の機能を担う。

- ・相談や相談機関の紹介
- ・カウンセリング
- ・被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護（一時保護は、都道府県のみ機能）
- ・自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助
- ・被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
- ・保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

◇ 婦人相談所（婦人保護施設）

売春防止法第 34 条に基づき、各都道府県に必ず設置されている施設で、平成 13 年の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律により、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとして位置づけられる。

◇ 法テラス（日本司法支援センター）

総合法律支援法に基づく法人で、特定公益増進法人に認定されている。日本中で法的トラブル解決のための情報・サービスを受けられる社会を目指し設立された機関で、その愛称が「法テラス」。

◇ 母子生活支援施設

昭和 22 年制定の児童福祉法に定められる施設で、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと」を目的とする施設で、18 歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設。

◇ 保護命令

配偶者等からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、その暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者等に対して発する命令で、下記の 5 つの類型がある。

- (1) 被害者への接近禁止命令
- (2) 被害者への電話等禁止命令
- (3) 被害者の同居の子への接近禁止命令
- (4) 被害者の親族等への接近禁止命令
- (5) 被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令

■計画策定の経緯

日 程	会議等の内容
平成 25 年 8 月 29 日	平成 25 年度第 2 回男女共同参画審議会 ・高崎市配偶者等からの暴力対策基本計画（仮称）の策定について諮問
平成 26 年 3 月 18 日	平成 25 年度第 3 回男女共同参画審議会 ・高崎市配偶者等からの暴力対策基本計画（素案）について
平成 26 年 6 月 26 日	D V 被害者支援に関わる庁内関係課事務担当者会議 ・D V 被害者支援の現状と課題について
平成 26 年 7 月 8 日	平成 26 年度第 1 回男女共同参画審議会 ・配偶者等からの暴力対策基本計画策定検討のための部会の設置について
平成 26 年 8 月 13 日	平成 26 年度第 1 回部会 ・配偶者暴力等からの暴力に関する相談支援の現状と課題について
平成 26 年 8 月 25 日	平成 26 年度第 2 回部会 ・高崎市配偶者等からの暴力対策基本計画答申案の検討について
平成 26 年 9 月 19 日	平成 26 年度第 3 回部会 ・高崎市配偶者等からの暴力対策基本計画答申案の検討について
平成 26 年 10 月 17 日	平成 26 年度第 4 回部会 ・高崎市配偶者等からの暴力対策基本計画答申案の最終確認について
平成 26 年 10 月 23 日	平成 26 年度第 2 回男女共同参画審議会 ・高崎市配偶者等からの暴力対策基本計画策定の答申（案）について
平成 26 年 10 月 30 日	審議会会長より市長へ答申 ・高崎市配偶者等からの暴力対策基本計画の策定について（答申）
平成 26 年 12 月 5 日～ 平成 27 年 1 月 9 日	パブリックコメント手続き ・高崎市配偶者等からの暴力対策基本計画（案）について
平成 27 年 1 月 27 日	高崎市男女共同参画社会推進会議 ・高崎市配偶者等からの暴力対策基本計画の策定について
平成 27 年 1 月 29 日	平成 26 年度第 3 回男女共同参画審議会 ・高崎市配偶者等からの暴力対策基本計画の策定について

高崎市配偶者等からの暴力対策基本計画

発行年月 平成 27 年（2015 年）3 月
発 行 高崎市市民部人権男女共同参画課
男女共同参画センター（市民活動センター「ソシアス」内）
〒370-3531
群馬県高崎市足門町 1669 番地 2
TEL : 027-329-7118 FAX : 027-372-3121
URL : <http://www.city.takasaki.gunma.jp/>